

各 高齢者施設・住まい及び介護保険事業所 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
における二次協議の実施について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 11 月 28 日付で関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課から、標記の協議を実施する事務連絡がありました。

については、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、定員 29 人以下の小規模施設等については、協議書の提出先は事業所所在地の各市町村になりますのでご注意ください。

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
 - ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）、高齢者施設等の水害対策強化事業
 - ③ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分・大規模修繕等分・非常用自家発電設備整備事業分）
 - ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ⑤ 高齢者施設等の給水設備整備事業
 - ⑥ 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修）
 - ⑦ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
- ※補助対象事業によって、補助対象施設が異なりますので、掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を必ずご確認ください。

2 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=967&topid=6>)

3 提出資料

- (1) 「チェックリスト」
- (2) 「防災・減災等事業整備計画書」
- (3) 添付書類
 - ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
 - イ 見積書（公的機関、工事請負業者等）
※原則、公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等
の見積を複数提出すること。
 - ウ 「補助対象面積確認シート」（必要に応じて）
- (4) 「整備計画一覧表」

4 提出方法・部数

紙媒体 3部 + 電子媒体

5 提出先

【郵送・メール】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課各グループ各担当者宛
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

- (1) 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設又は定員 30 人以上の単独型の事業所）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
→高齢福祉課 福祉施設グループ
fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp
- (2) 介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム
→高齢福祉課 保健・居住施設グループ
hoken-kyojyu.tt77@pref.kanagawa.lg.jp
- (3) 通所介護事業所（定員 19 人以上）
→高齢福祉課 在宅サービスグループ
kaigoshidou@pref.kanagawa.lg.jp

6 提出期限

令和4年12月23日（金）必着

※ 定員 29 人以下の小規模施設等については、提出先の事業所所在地の各市町村へ別途ご確認ください。

※ 予算措置の必要がありますので、事業実施をお考えの場合は、12月12日までに、ご一報ください。その際は、できれば概算の総事業費をお伝えください（総事業費の算出が難しい場合でも、12月12日までに御一報はお願いします）。

7 その他

県の交付決定後に着手された事業が対象となります。上記2の掲載場所に記載の「補助金活用にあたっての一般的な留意点について」をご参照ください。

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	(045)210-1111	
福祉施設グループ	福岡・今井・望月	内線 4845、4854、4852
保健・居住施設グループ	南・鎌田	内線 4856、4857
在宅サービスグループ	早川	内線 4840